

		信託法上の根拠規定	一般の信託	目的信託	現行公益信託
受託者	受託者の解任	第58条第1項	委託者及び受益者の合意により、いつでも解任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない(信託法第58条第8項)	信託管理人が現に存しない場合には委託者がいつでも解任可能。信託管理人が現に存する場合には委託者及び信託管理人の合意により、解任可能(信託法第261条による読替えがある。)	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。)
		第58条第3項	信託行為に定められた方法により、解任可能	信託行為に定められた方法により、解任可能	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。)
		第58条第4項	受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に対して解任申立てが可能	受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人は、裁判所に対して解任申立てが可能(信託法第58条第1項と同様に、同法第261条による読替えがあるものと解される。)	受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人は、主務官庁に対して解任申立てが可能。また、上記の事由があるときは、主務官庁は、職権による解任も可能(公益信託法第8条)
	受託者の辞任	第57条第1項本文	委託者及び受益者の同意を得て、辞任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない(信託法第57条第6項)	信託管理人が現に存しない場合には委託者の同意を得て辞任可能。信託管理人が現に存する場合には委託者及び信託管理人の同意を得て辞任可能(信託法第261条による読替えがある。)	委託者及び信託管理人の同意を得ても辞任できない(公益信託法第7条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈が確立している。)
		第57条第1項但書	信託行為に定められた方法により、辞任可能	信託行為に定められた方法により、辞任可能	信託行為に辞任方法の定めがある場合であっても辞任できない(公益信託法第7条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈が確立している。)
		第57条第2項	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由がある場合に限り、主務官庁の許可を得て辞任可能(公益信託法第7条)
	新受託者の選任	第62条第1項	信託行為に新受託者の選任に関する定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、委託者及び受益者の合意により(委託者が現に存しない場合には、受益者が単独で〔信託法第62条第8項〕)、新受託者を選任可能	信託行為に新受託者の選任に関する定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、委託者及び信託管理人の合意により(委託者が現に存しない場合には、信託管理人が単独で、新受託者を選任可能(信託法第261条による読替えがある。))	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。)
		第62条第4項	委託者及び受益者の合意に係る協議の状況(委託者が現に存しない場合には、受益者の状況〔信託法第62条第8項〕)等に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任可能	委託者の状況(信託管理人が現に存する場合には、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況)に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任可能(信託法第261条による読替えがある。)	主務官庁は、職権又は利害関係人の申立てにより、新受託者を選任可能(公益信託法第8条)

		信託法上の根拠規定	一般の信託	目的信託	現行公益信託
信託管理人	信託管理人の解任	第128条第2項、第58条第1項	委託者及び受益者の合意により、いつでも解任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない(信託法第58条第8項)。	解任対象者以外の他の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人の合意により解任可能(信託法第261条による読替えをした上で、解任対象者以外の他の信託管理人が現に存しない場合、解任対象者が自らの解任に合意する仕組みは不適切と考えられることに基づく。)	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるとい解釈もあり得る。)
		第128条第2項、第58条第3項	信託行為に定められた方法により、解任可能	信託行為に定められた方法により、解任可能	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるとい解釈もあり得る。)
		第128条第2項、第58条第4項	信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は裁判所に対して解任申立てが可能	信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は他の信託管理人は裁判所に対して解任申立てが可能(信託法第58条第1項と同様に、信託法第261条による読替えがあるものと解される。)	信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は他の信託管理人は主務官庁に対して解任申立てが可能。また、上記の事由があるときは、主務官庁は、職権による解任も可能(公益信託法第8条)
	信託管理人の辞任	第128条第2項、第57条第1項本文	委託者及び受益者の同意を得て、辞任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない(信託法第57条第6項)。	辞任希望者以外の他の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人の同意を得て辞任可能と考えられる(信託法第261条による読替えをした上で、辞任希望者以外の他の信託管理人が存在しない場合、辞任希望者が自らの辞任に合意する仕組みは不適切であることから、上記のように考えられる。)	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるとい解釈もあり得る。)
		第128条第2項、第57条第1項但書	信託行為に定められた方法により、辞任可能	信託行為に定められた方法により、辞任可能	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるとい解釈もあり得る。)
		第128条第2項、第57条第2項	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由がある場合に限り、主務官庁の許可を得て辞任可能(公益信託法第8条)
	新信託管理人の選任	第129条第1項、第62条第1項	信託行為に新信託管理人の選任についての定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、委託者及び受益者の合意により(委託者が現に存しない場合には、受益者が単独で[信託法第62条第8項])、新信託管理人を選任可能	信託行為に新信託管理人の選任に関する定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、委託者及び他の信託管理人の合意により(委託者が現に存しない場合には、他の信託管理人が単独で)、新信託管理人を選任可能と考えられる(信託法第261条による読替えをした上で、解任対象者以外の他の信託管理人が存在しない場合、解任対象者が新信託管理人の選任に合意する仕組みは不適切であることから、上記のように考えられる。)	不明(公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるとい解釈もあり得る。)
		第129条第1項、第62条第4項	委託者及び受益者の合意に係る協議の状況(委託者が現に存しない場合には受益者の状況[信託法第62条第8項])等に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任可能	委託者の状況(解任対象者以外の他の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人の合意に係る協議の状況)等に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任可能と考えられる(信託法第261条による読替えがある。)	主務官庁は、職権又は利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任可能(公益信託法第8条)